

請願・陳情の採択に伴う意見書等の取扱いについて

諮問事項として、令和6年10月25日の議会運営委員会で決定した「意見書等の提出に関する陳情の取扱い」について、下記の内容で申合せ化し、議員各位に通知する。

記

1 目的・方法

意見書等の提出を求める請願・陳情について、賛成多数で採択した場合は請願書・陳情書を関係機関に送付していたが、今後は、議会慣行にある「意見書・要望書等については、原則として全会一致により提出する」の例外として、意見書等を関係機関に提出する。

2 実施時期

令和6年第4回定例会から実施する。

3 その他

- (1) 意見書等の提出者は、委員会で採択を主張した委員とする。
- (2) 本会議での提案理由説明は、提出者のうち年長委員が行う。
- (3) 意見書等に対する討論の申出期限は、「本会議における討論の運用について」の申合せを適用する。
- (4) ホームページ・区議会だよりにおいて、意見書に対する議員の態度を掲載する。